

会 議 録

会 議 名	令和6年度第2回東浦町空家等対策協議会		
開 催 日 時	令和6年11月19日（火曜日） 午後3時30分から午後4時30分まで		
開 催 場 所	東浦町文化センター2階 視聴覚室		
出 席 者	委 員	小松尚氏(会長) 篠田副町長 榊原顕太郎氏 神谷優氏 高見靖雄氏	浪崎克則氏 原田敏嗣氏 原田正治氏 水野信明氏
	事務局	川瀬都市計画課長 久米課長補佐 山田主査	
議 題 (公開又は非公開の別)	議題1	空家等の適切な管理に関する条例の創設について（公開）	
	議題2	管理不全空家等の状況報告について（非公開）	
傍聴者の数	2名		
議 論 内 容 (概 要)	議題の議論内容については、別紙のとおり		
備 考			

【開会挨拶】

副町長より挨拶

【議題1 空家等の適切な管理に関する条例の創設について】

事務局が議題1について説明

〈意見質問等〉

委員：令和3年度に今回同様、空家等の適切な管理に関する条例（以下「条例」という。）について検討しているとのことであるが、どのような経緯で取り止めになったのか。また、道路のような町が管理している土地でなく、個人が所有している土地・建物にも被害が及んだ、または及びそうな場合でも緊急安全措置（以下「措置」という。）を講じるのか。

事務局：法に基づいた条例でないため、訴訟リスクの懸念事項があり検討段階で取り止めになっていたが、今年度空き家1階の庇が老朽化により道路へ落下した事象が起り、条例を制定し運用していく必要性が発生したため、再度条例創設に向けた取り組みを行っている。また、個人が所有しているため措置を講じないというものではなく、緊急性が切迫している状況であれば、必要に応じて措置を講じていく。

委員：措置を講じると判断するのは町なのか。緊急性が切迫している状況であっても、協議会に打診し遂行していくのか。

事務局：都市計画課で緊急性が切迫しているか等の状況確認を行い、町としての判断で措置を講じていく。

委員：緊急性があり措置を講じるまでに時間的余裕がないと想定されるため、運用については、しっかりと協議を重ねた上で事前に決めておいた方が良いと考える。

事務局：了承。運用マニュアルの作成を検討している。

委員：措置についての内容が大半であるが、条例名は適切であるか。

事務局：空家等の適切な管理についての内容や、それに伴う指導等の内容も記載されていることから、適切であると考えている。

委員：近年災害が多くなっていることも踏まえ、空家等に関わらず措置を講じれるようにした方が良いのではないか。

事務局：災害については、災害救助法や災害対策基本法で対応していくことになる。

委員：災害時でない場合は、住んで居る家屋に対して措置を講じることはできないという認識で良いか。

事務局：その認識である。今回創設する条例は空家等を前提としているもので、住ん

で居る家屋については、住んで居る方が管理する必要がある。当然、空家等についても管理責任は問われるが、緊急性が切迫している状況でのみ措置を講じていくものである。

委員：条例の創設について異議のある委員の発言を求めます。

委員：異議なし。

委員：条例創設に向けてこのまま進めていくことに異議なしとします。

事務局：了承。

【議題2 管理不全空家等の状況報告について】

事務局が議題2について説明

管理不全空家等の状況報告に対する意見聴取

午後4時30分 閉会